

山形医療技術専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、理学療法士及び作業療法士を志望する者に対し、専門の教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、山形医療技術専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、山形県山形市大字前明石字水下367番地に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実をはかり、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員及び在学年限)

第5条 本校に、医療専門課程（昼間）を置く。

2. 学科、修業年限、収容定員等は、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜別	収容定員	修業年限	総授業時数	始業及び終業時刻
医療専門課程	理学療法学科	昼間	160人	4年	3,825時間	9時00分から 16時20分まで
	作業療法学科	昼間	160人	4年	4,125時間	

3. 学生は、8年を越えて在学することができない。

(学年及び学期の始終期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日
 - (3) 創立記念日 6月16日
 - (4) 夏季休業 8月1日から 8月31日まで
 - (5) 期末休業 9月26日から 9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
 - (7) 学年末休業 3月25日から 3月31日まで
 - (8) その他校長が必要と認めた日
2. 前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、これを変更することができる。

第3章 入学、退学及び休学等

（入学資格）

第8条 本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部または、高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了すること。）
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設を修了すること。）
- (5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了すること。）
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベルを保有する者
- (11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
- (12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（なお、18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
- (13) 本校において個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者

（入学の時期）

第9条 本校の入学の時期は、毎学年度の始めとする。

(出願手続き)

第10条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に次の書類及び入学検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 高等学校（又はそれに準ずる学校）の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (2) 調査書
- (3) 推薦入学を希望する者については、高等学校長又は所属長の推薦書

(選考、入学許可等)

第11条 入学を希望する者は選考を行い、校長が入学許可する。

2. 選考は、一般入学試験及び推薦入学試験による。
3. 一般入学試験は、筆記試験、調査書、面接等の結果を総合判定し、合否を決定する。
4. 推薦入学試験は、当該高等学校長又は所属長からの推薦された者又は自己推薦した者に対し、推薦書、調査書、面接等の結果を総合判定し、合否を決定する。
5. 本校への編入学及び転入学は認めない。

(入学試験委員会)

第12条 入学試験の合否判定は、入学試験委員会が行う。入学試験委員会に関する規則は別に定める。

(入学手続き)

第13条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書等に入学金を添えて、本校の指定する期日まで提出しなければならない。

2. 前項の保証人は、学生の保護者で、かつ、学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

(欠席、休学及び復学)

第14条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席するときは、授業開始前までに担任に届け出なければならない。

2. 学生は病気その他やむを得ない事由により引き続き2箇月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、校長に休学を願出しなければならない。この場合において、休学の期間は2年以内とする。
3. 前項の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、あらかじめ所定の書類にその事由を明記し、校長に復学を願出なければならない。

(出席停止)

第15条 学生が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき及びその他校長が必要と認めたときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(退学)

第16条 学生が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 第5条第3項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第14条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学しない者
- (3) 授業料等の納付金の納入を怠り、催促してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

(身上事項の異動の届出)

第18条 学生及び保護者の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときには、速やかに届け出なければならない。

第4章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第19条 本校の教育課程及び授業時数は、別表(1)(2)のとおりとする。

(学習評価及び進級)

第20条 各学年の教育課程の修了は、学生の試験を評価し、学年末において校長が認定する。

2. 履修科目の成績は、定期試験、平常成績等を総合判定し、60点以上を合格とする。
3. 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者については、進級及び卒業を認めない。

(卒業)

第21条 校長は、学生が本校所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業証書を授与する。

2. 卒業を認定された者には、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。
3. 卒業判定する際の欠席日数については第20条第3項を準用する。

(教務に関する規程)

第22条 教育課程、学習評価並びに卒業について必要な事項は、教務に関する規程に定める。

第5章 教職員組織

(教職員)

第23条 本校に次の教職員を置く。

- ・校長
- ・専任教員
- ・学校医
- ・事務職員
- ・講師

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
3. 教職員組織及び分掌については、別に定める。

第6章 授業料、入学金及び入学検定料

(授業料)

第24条 本校の授業料、入学金及び入学検定料等の納付金は、次のとおりとする。

医療専門課程（昼間）理学療法学科・作業療法学科

入学検定料	25,000円	
入学金	300,000円	
授業料	900,000円	年額
施設費	300,000円	年額
実習費	300,000円	年額

2. 授業料等は年2回に分けて納付するものとし、その納入期限は、それぞれ3月及び9月の指定する期日とする。ただし、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき授業料等の減免を受ける学生の納付については、別に定める。
3. すでに納入した入学金、授業料等の納付金は、原則として返還しない。
4. 授業料等は、在学中出席の有無にかかわらず、納入しなければならない。
5. 授業料等の納付金を納入しない者は、進級、卒業を延期し、又は退学を命ずることがある。
6. 学生が休学したとき又は特別な事由のあるときは、納付金を減免することがある。
7. 本校は、第1項に定める授業料等の納付金以外の納付金は、いかなる名義をもってもこれを徴収しないものとする。

第7章 賞 罰

(ほう賞)

第25条 学生が成績優秀にして、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第26条 校長が教育上必要と認めるときは、次の懲戒処分を行う。

- (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
2. 前項の退学は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(賞罰委員会)

第27条 賞罰は、賞罰委員会の議を経て校長が行う。賞罰委員会の規則は別に定める。

第8章 補 則

(健康診断)

第28条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(委 任)

第29条 この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

(学則の変更)

第30条 この学則を変更する場合は、法令に定める所定の手続きを行い、承認を得て変更するものとする。

附 則

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2. この学則は、一部変更及び別表(1)(2)教育課程(平成17年度入学生より適用)を挿入し、平成17年4月1日から施行する。
3. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
4. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
 - (2) この学則施行の際現に在学している者の授業料等は従前の例による。
5. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
6. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (2) 変更後の学則別表(1)(2)の教育課程は、令和2年度入学生より適用し、平成31年度以前の入学生に係る教育課程はなお従前の例による。